資料　2－5

水質汚濁防止法と県条例の関係

令和６年２月１４日
水・大気環境課

事業場

水質汚濁防止法

法に基づく特定施設
（特定事業場）

特定施設及び
排水指定施設
（特定事業場）

福島県生活環境の保全等に関する条例

条例に基づく排水指定施設
（排水指定事業場※）
※　廃棄物の最終処分場、ゴルフ場など

特定事業場に適用される基準

排水基準

- 「カドミウム及びその化合物」、六価クロム化合物等28項目
- BOD、大腸菌群数等15項目

上乗せ排水基準
上乗せ条例により法より厳しい基準（「カドミウム及びその化合物」六価クロム化合物、BOD等）を設定

- 法定外有害物質
  イソキサチオン等67項目
- 法定外項目
  ニッケル含有量、水温、色度

地下浸透基準

- 「カドミウム及びその化合物」、六価クロム化合物等28項目
- 法定外有害物質
  イソキサチオン等67項目

浄化基準

- 「カドミウム及びその化合物」、六価クロム化合物等28項目

排水指定事業場に適用される基準

排水指定事業場排水基準

- 法定有害物質
  「カドミウム及びその化合物」、六価クロム化合物等28項目
- 法定項目
  BOD、大腸菌群数等15項目
- 法定外有害物質
  イソキサチオン等67項目
- 法定外項目
  ニッケル含有量、水温、色度

地下浸水に係る要件

- 法定有害物質
  「カドミウム及びその化合物」、六価クロム化合物等28項目
- 法定外有害物質
  イソキサチオン等67項目

法：水質汚濁防止法
条例：福島県生活環境の保全等に関する条例
上乗せ条例：大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例

条例により排水基準を設定
（今回六価クロム化合物及び大腸菌群数の基準改正を諮問）